

－ 調査対象とする追加業務（工事監理業務） －

追加業務となる業務 1 に関する業務の項目

業 務 項 目
(1)完成図の確認

追加業務となる業務 2 に関する業務の項目

業 務 項 目
(1)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務
(2)建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価に係る業務
(3)都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務
(4)建築物省エネ法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定内容の確認に係る業務
(5)関連工事の調整に関する業務
(6)施工計画等の特別の検討・助言に関する業務